

一宮町 2017 得々お買物券取扱事業者募集要項

平成 29 年 5 月

一宮町商工会（以下「商工会」という）が発行する、一宮町2017得々お買物券を取り扱う事業者（以下「取扱事業者」という）を下記により募集する。

記

1. 目的

「2017得々お買物券」（平成29年度一宮町プレミアム付商品券等事業）は、町内で使用できるプレミアム付商品券を発行することにより、消費活動の一層の拡大を図り、町内の商工業及び地域の活性化を目的として実施する。

2. お買物券の発行について

- 名称 一宮町2017得々お買物券（以下「お買物券」という）
- 発行形態 発行：一宮町商工会 協賛：一宮町 協力：協同組合一宮スタンプ会
- 商品券発行の概要
 - ・販売分 11,000 円分のお買物券（500 円× 22 枚）を 10,000 円で販売。
 - ・発行総額 お買物券の額面 33,000,000 円

3. お買物券の利用について

- 登録した取扱店（以下「登録店」という）に限り利用可能とします。
- 使用期間 平成 2 9 年 7 月 7 日～平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日に限ります。

4. お買物券の取扱いについて

- お買物券を現金化することはできません。
- お買物券の額面に満たない利用のときの釣銭は支払えません。
- お買物券の額面を越える利用のときは、不足分は現金等で受け取って下さい。
- 使用期間が過ぎても使用されなかったお買物券は無効とし、払い戻しは一切されないので、受け取らないで下さい。
- 次のものはお買物券の利用対象になりません。
 - ・各種金券類（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等）、宝くじ、株券、金融保険業など
 - ・出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）

5. 参加資格

- 一宮町内に店舗または事業所を有し、次の項目に該当しない事業所であること。
 - ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反するもの。
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行っている事業者。
 - ・役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。
※大型店（店舗面積が概ね 5 0 0 ㎡以上）は一宮町商工会への加入をお願いしています。

6. 登録の申請

取扱事業者としての登録を行おうとする者は、別紙「2017一宮町得々お買物券取扱店登録申請書兼誓約書」（以下「申請書兼誓約書」）に署名・捺印し必要事項を記入の上、商工会に申し込むものとする。

7. 申請書兼誓約書の受付期間

取扱事業者としての登録を行おうとする者は、下記の期間内に申請するものとする。

- (1) 受付期間 平成29年11月30日(木)まで
(2) 受付時間 午前9時から午後4時(但し12:00~13:00 土、日、祝日を除く)
(3) 受付窓口 商工会2階事務所
(4) 持参するもの ①申請書兼誓約書 ②通帳又は通帳見開き部分のコピー
③印鑑(法人の場合は代表印)
④法人:商業登記簿謄本等、営業許可証、確定申告書のいずれか
個人:確定申告書・決算書、営業許可証、開業届のいずれか
※④の書類は商工会員のみ不要

8. 登 録

商工会は6により申請のあった事業者が登録資格を有することを確認のうえ、「一宮町2017得々お買物券取扱事業者登録証明書」を交付する。なお、登録手数料は無料とする。

9. 登録取消

登録店としての登録を取消したい者は、「一宮町2017得々お買物券取扱事業者取消願」に記名・押印し、商工会に申し出るものとする。

10. 取扱期間

登録店はお買物券を持参した者に対し、平成29年7月7日(金)から平成29年12月31日(日)に限り、券面記載相当額の物品の販売、あるいは役務の提供を行い取扱期限を経過したものは無効とする。

11. 換 金

10の取引により、お買物券を取得した登録店は「お買物券換金請求書(以下「換金請求書」)に記名・押印し、使用済みのお買物券を添えて商工会に換金を申し出るものとする。なお、再流通を防止するため、**当該券裏面に登録店名を記載し(ゴム印可)、必ず1枚ずつ切り離して持ち込むこと。**

※計数機を使用するのでお買物券の冊子のままではお取扱いできません。ご協力をお願いします。

換金の請求期間は、平成29年7月11日(火)から平成30年1月16日(火)までとし、請求期間以後の請求は一切認めないものとする。券面金額は登録店が指定する銀行口座に振込または小切手により支払い、**換金手数料及び送金等に要する費用は無料**とする。

12. 責 務

登録店は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録店であることが消費者にわかるよう、見やすい場所に商工会が交付する登録店ポスター等の掲示を行うこと。
- (2) 通常の注意をもってすれば偽造されたものとわかる券あるいは大量に持ち込まれる等不正に使用されることが明らかなお買物券の受け取りを拒否すること。尚その際、その事実を速やかに商工会に通報すること。
- (4) 事業者の商品(原材料)の仕入れの支払いなど、業者間の決済にお買物券を使用する、事業者や関係者がお買物券を購入し、自店で回収したことにして換金し、利益とする行為は絶対に行わない。
- (5) 受け取ったお買物券の盗難・紛失については登録店の責任とする。

【問い合わせ先】

一宮町商工会

〒299-4301 千葉県長生郡一宮町一宮 3002-1

TEL : 0475-42-3089 FAX : -0475-42-5629

url <http://一宮町商工会.jp/> mail:info@lmiya-chba.com